

企業会計基準委員会 御中

いつも大変お世話になっております。

早速ですが、公開草案である、実務対応報告公開草案第21号へのコメントについて、全国情報サービス産業厚生年金基金 業務部企画調査課 桑畠より、当基金専務理事である斎藤紀男のコメントを寄稿いたしますので、よろしくご査収ください。

以下、本文が寄稿コメントです。

平成16年の厚生年金保険法の改正により、基金設立企業は厚生年金基金の代行部分について、最低責任準備金を超えて負担することがなくなった。代行部分に対する債務認識が根本的に変化したわけである。

このため、代行部分については退職給付会計基準の対象外にすべきである。

然るに、今回の草案ではこの点についての整理には言及せず、「交付金の会計処理の取り扱い」についてのみ見解を示している。なぜ、根幹の部分の整理が進まないのか？ 委員の皆さんと考え方に強い疑問を感じざるを得ない。

そもそも、16年の厚生年金保険法の改正は、国会で議決された法律である。法律で代行部分の債務は最低責任準備金と整理しているにも関わらず、なぜ、会計のルールを法律より優先して考えるのか。

「企業価値の透明性を確立するには会計のルールが優先されるべき」であるとしても、代行部分の債務は最低責任準備金である、と日本の法律で明確に整理されている。

これを前提に企業会計を処理することが、なぜ企業価値の透明性を損ねることになるのか。

「国際会計基準では日本の代行制度が理解されにくい」との話はよく耳にするが、日本の法律に基づく年金制度、代行部分を理解させることができることが、グローバルな認識

を持つ日本の会計士の方々の務めではないかと思う。

今や、代行部分を持つ厚生年金基金は、主に中小企業に働く人々で構成される、いわゆる総合型の厚生年金基金がほとんどである。もともと、中小企業の従業員にとっては、大企業に働く従業員と比較すると、退職金の厚みが薄いという傾向がある。

しかも、その薄い部分を大部分、厚生年金基金に移行して老後の生活設計を立てているのが実態である。現在、500万人弱の総合型厚生年金基金の加入員がいるが、この方々の老後生活設計に大きく影響することをよく考えていただきたい。

企業会計準備委員会の議論の展開によっては、総合型の厚生年金基金から脱退を考える企業も想定され、中心となる有力企業の脱退で基金の解散ということになれば、今回の公開草案をはじめ、今後の会議の行方は日本の年金制度体系を大きく揺るがしかねない問題と憂慮せざるを得ない。

ぜひともご賢察いただきたい。

以上

平成18年4月26日
全国情報サービス産業厚生年金基金
専務理事 斎藤紀男